

2021年 12月 8日

No. 555



山田 良平
3分間
税ミナール



ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



国税庁、「電子帳簿保存法Q & A」への質問を公表

令和3年度税制改正による電子帳簿保存制度の見直しに伴い、国税庁は「電子帳簿保存法一問一答（令和4年1月1日以後保存等を開始する方）」を整備し公表していますが、このほど、これに対する問い合わせの多かった事項を追加問答集としてまとめ、ホームページ上で公表しました。

追加問として掲載されたのは、「電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係」3問、「スキャナ保存関係」6問、「電子取引関係」7問、「補足説明」4問の計20問です。

電子計算機を使用して作成する帳簿関係では、「ダウンロードの求めに応じることができるようにしておく場合の電磁的記録の提出について、提出の際のデータの形式や並び順について決まりがあるのか、また、保存媒体自体についても提示・提出の必要はあるか」との質問に対し、「税務調査の際に確認可能な状態で提供されれば形式や並び順は問わないが、通常出力できるであろうファイル形式等で提供される必要がある。（中略）また保存媒体についても、質問検査権に基づく確認の対象となる場合がある」と回答しています。

スキャナ保存関係では、「タイムスタンプの付与要件に代えて入力期間内に訂正削除履歴の残るシステムに格納することとする場合には、例えば他社が提供するクラウドサーバにより保存を行い、そのクラウドサーバについて客観的な時刻証明機能を備えている必要があるとのことだが、自社システムで満たすことは可能か」との質問には、「時刻証明機能を他社へ提供しているベンダー企業以外は自社システムによりタイムスタンプ付与の代替要件を満たすことはできない」と回答しています。

また電子取引関係では、「電子取引で受け取った取引情報について、同じ内容のものを書面でも受領した場合、書面を正本として取り扱うことを取り決めているときでも、電子データも保存する必要があるか」との質問には、「電子データと書面の内容が同一であり、書面を正本として取り扱うことを自社内等で取り決めている場合には書面の保存のみで足りる。ただし、書面で受領した取引情報を補完するような取引情報が電子データに含まれているなどその内容が同一でない場合には、いずれについても保存が必要になる」と回答しています。

なおこの内容は、次回改訂時の「電子帳簿保存法一問一答」に反映されます。

「Q&Aのお問合せの多いご質問（令和3年11月）」（国税庁）については、こちらからご覧いただけます。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021010-200.pdf>